

新旧対照表（外貨預金 ATM サービス規定）

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p>3. (振替の方法)</p> <p>(3) 本サービスにおける 1 回あたりおよび 1 日あたりの振替金額は、当行所定の範囲内とします。</p> <p>(略)</p> <p>5. (ATM 故障等の取扱い)</p> <p>停電、端末故障、通信回線の障害等により、ATM による取扱いができないときは、本サービスの利用はできません。また、外国為替相場の急激な変動により、本サービスを中断する場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(略)</p> <p>10. (届出事項の変更)</p> <p>円預金口座、外貨普通預金口座等の届出事項に変更があるときは、当行所定の書面によってお取引店に届け出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(略)</p> <p>12. (規定の変更)</p>	<p>(略)</p> <p>3. (振替の方法)</p> <p>(3)本サービスにおける 1 回あたりおよび 1 日あたりの振替金額は、当行所定の<u>方法により表示する金額</u>の範囲内とします。</p> <p>(略)</p> <p>5. (ATM 故障等の取扱い)</p> <p>停電、端末故障、通信回線の障害等により、ATM による取扱いができないときは、本サービスの利用はできません。<u>これにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、外国為替相場の急激な変動により、本サービスを中断する場合があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>10. (届出事項の変更)</p> <p>円預金口座、外貨普通預金口座等の届出事項に変更があるときは、当行所定の書面によってお取引店に届け出てください。この届出前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p>(略)</p> <p>12. (規定の変更)</p>

改定前	改定後
<p><u>当行は本規定の内容をお客様に通知することなく、任意に変更することができるものとし、変更日以降は、変更後の内容で取り扱います。</u></p>	<p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、</u></p> <p><u>(2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</u></p>